

平成 29 年 3 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 3 月 28 日（火）

午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 2 階第 1 会議室

小値賀町農業委員会

平成29年3月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成29年3月28日（火） 午後2時30分～午後3時00分
2. 開催場所：小値賀町役場 2階第1会議室
3. 出席委員：（16人）

会長		松口政之			
会長職務代理者	1番	松山多作			
委員	2番	近藤良治	3番	辻 勉	4番 (欠員)
	5番	吉田英章	6番	宮崎幸二	7番 迎 広子
	8番	土川浩子	9番	北野長義	10番 下山勝宏
	11番	筒井正美	12番	近藤茂樹	13番 吉永信義
	14番	大久保勉	15番	小崎八郎治	16番 木村吉照
	17番	前田 猛			

4. 欠席委員： 9番 北野長義委員

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について 2番 近藤良治委員 3番 辻 勉委員
- 第2 議案第5号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告について
- 第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃借権の合意解約について
- 第4 その他

- ・平成29年4月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 会長 松口政之 1番 松山多作委員 6番 宮崎幸二委員
7番 迎 広子委員 12番 近藤茂樹委員 11番 筒井正美委員
13番 吉永信義委員 (議案第5号)

8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、29年3月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席委員は1名ですが、出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： みなさん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 28年度最後の総会となりました。田植えも近まってきた、皆さんお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。なかなか雨も降らず、気温も低い状態が続いております。雨が降るように、期待しております。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。2番 近藤良治委員、3番 辻勉委員をお願いします。

神崎書記： 日程第2 議案第5号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告については、法31条の規定の参与制限にかかりますので、松口会長、松山委員、吉永委員、近藤茂樹委員、筒井委員、宮崎委員、迎委員は退席をお願いします。議事の進行を下山委員をお願いします。

<松口会長、松山委員、吉永委員、近藤茂樹委員、筒井委員、宮崎委員、迎委員 退席>

下山委員： ただいま紹介にあずかりましたが不慣れでございますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、日程第2 議案第5号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第5号について説明いたします。

報告を受けた農地所有適格化法人は、農事組合法人おぢか大地で、会計年度は毎年1月1日から12月31日までとなっており、3月16日付で報告書が提出されています。

農地所有適格化法人はその事業年度完了後、3ヶ月以内に農業委員会の方に報告するようになり、農業委員会はそれを基に農地所有適格化法人の4要件を確認することになっています。

お手元に配布しています議案の中に、【農業委員会の審議内容】に農地所有適格化法人の4要件の確認が示されています。

①の法人形態要件ですが、定款の写しにより、農事組合法人であることを確認していますので、適性の方にチェックをお願いします。

②の事業要件ですが、最近3カ年の農業に関する売上高が過半数を占めているかどうかを確認するものですが2年前が6,943千円、1年前が6,404千円、今回6,688千円であり、それらのすべてが農作業の受託と飼料の販売ですので、適性の方にチェックをお願いします。

③の構成員要件ですが、農業の常時従事者、農地の権利提供者がその議決権の4分の3以上を占めているかということです。構成員11人中、9人が議決権を有していますので、81.8%と4分の3以上を占めていますので、適性の方にチェックをお願いします。

④の業務執行役員要件ですが、農業の常時従事者、原則年間150日以上農業に従事する構成員が全体の過半数を占め、かつ、そのうち原則年間60日以上農業に従事する役員が過半数を占めているかという要件ですが、すべての役員が常時農業に従事していますので、適性の方にチェックをお願いします。

以上、4要件を確認しました。すべてに適正であると確認しましたので、引き続き農地所有適格化法人として認めてよいのではないかと事務局としては判断いたします。

下山委員： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

無いようですので、おちか大地については、引き続き農地所有適格化法人として認めたいと思えますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

下山委員： ありがとうございます。進行を松口会長と代わりたいと思います。

<松口会長、松山委員、吉永委員、近藤茂樹委員、筒井委員、宮崎委員、迎委員 入室>

松口会長： 下山委員、ありがとうございました。

続きまして、日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

神崎書記： それでは報告第2号をご覧ください。先月と同様、年金関係で受給者死亡後も3条で契約を続けている方の合意解約の報告と、先ほど現地視察を行った●●さんの牛舎建設予定地で●●●●さんと●●●●さんが3条で契約していたもの、あわせて計45筆、24,162㎡の報告となります。それぞれの内訳は、報告第2号のとおりとなっておりますので、内容は割愛させていただきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

何もございませんでしたら、合意解約ということに異議はないでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

日程第4 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： その他についてです。

一つ目に、利用状況調査についてです。今までは、9月までに状況調査を終わらせなければいけなかったのですが、今年からは、8月末までに終わらせなければなりません。小値賀の場合、今年は7月20日に改選がありますので、改選後の新体制で実施することになります。7月20日から8月末の間での実施になり、皆さん稲刈りなどで大変かと思えますけれども、ご協力の程よろしくお願いたします。

二つ目に、平成29年3月農業委員会資料をご覧ください。①報酬の増額についてです。今年に入り、報酬等審議会が開催されまして、各種委員の報酬が1割増額になります。会長が156,000円から173,000円、委員が129,000円から143,000円となっております。②能率給については、基本給とは別に活動実績に基づいて、全額国の交付金で頂けるようになっております。多く分けて、活動費と成果実績の二つに分かれております。活動費については、今まで貰っていた委員の129,000円は、下の基本給を見ていただいて、例えで記入しています。出張が36時間でして、毎月の定例総会が1回4時間で12ヶ月分や、農地巡回・相談があったり、これはそのまま基本給として143,000円となります。これに更に上のせして能率給が支給されます。今までの業務にどういった業務が加わるかといいますと、私の案ですが、①担い手への農地集積ということで、各公民館で農地地図を貼って、ここの農地を借りることができないかなどのお話し合いができる場を作れないか考えていました。②遊休農地の発生防止解消ですが、利用状況調査を行っていただく前に皆さんに委嘱してから調査をお願いしていましたけれども、それがなくなり能率給の方で対応するようになります。③中間管理事業は農家さんに、中間管理に貸しませんかなどのお個人訪問をします。④新規参入促進については、小値賀の場合、研修生が続々入ってきていますので、研修生への農地のあつせんができないかと考えています。ここに書いている以外でも、農地の最適化に関するものであれば何でも結構ですので活動してもらえればと思っております。

皆さんにどのくらい支給されるかと言いますと、①②③④といった農地利用の最適化に関する活動を行った農業委員会に交付され、上限は1農業委員会あたり、農業委員会の委員数18名×6,000円×12月となっております。九州農政局に尋ねたところ、1月あたり6時間頑張ってもらいたいと言われております。これは、一年のトータルの活動時間で考えますので、絶対1月6時間、働かなければいけないということではありません。最終的に月6,000円をかけて、出た分を4月の総会の時に皆さんの方にお渡しする形になるかと思えます。

成果実績分については、①担い手への農地集積成果と②遊休農地の発生防止・解消成果となります。小値賀町農業委員会で頑張った集積の成果です。去年より何%農地が集約されたか、遊休農地が減ったかとお実績に基づいて、各農業委員会に配分されます。支給額は14,000円となります。小値賀町が完璧にできた場合が14,000円ですが、なかなか小値賀は農地の集積が進んでいないところがありますので、半分の何千円かになるかと思えます。それでも、これから皆さんが中間管理機構の推進の頑張りようで額が上がってくるかと思えます。

活動費分と成果実績費分も、作業時間の管理を今まで以上にしっかり記録しなければ、監査の対象になります。何か質問はありませんか。

松口会長： 活動費分と成果実績費分とありますが、活動にしても成果が0という場合もあるかと思えます。その時に、活動分の件でいろいろなことを言われることはないのですか。

神崎書記： それはありません。活動をすると、その活動に応じた実績分で支給されます。

事務局長： 先程、神崎書記が言われたように、農事最適化交付金という100パーセントの国庫の分でして、活動の分が30%、成果の分が70%と分けられています。活動については、資料に記載しているように活動していただければ、交付金の30%の範囲内で交付が受けられるということになります。

下山委員： その活動している状況写真は必要ですか。

神崎書記： 写真は結構です。記録簿をしっかりと記録するようになります。

松口会長： 今、非農地通知を出していますが、あとどのくらいあるのですか。

神崎書記： 大島・納島・六島はまだ調査していませんので、その離島が、残った農地の半分以上を占めています。

松口会長： 新しい委員さんが遊休農地を把握するときに、非農地通知を出しているか、出していないかを字図で確認します。今までの字図は、非農地通知を出したところがまだ農地のままで残っているかと思えます。非農地通知が終わった時点で、字図の作り直しをしてもらい配布してもらえればと思えます。

神崎書記： 今年度から、その都度手直しを行っています。だいぶ、非農地通知は出していますので、非農地の農地パトロールは減るかと思えます。

他にありませんか。なければ、報酬の増額と能率給については終わりたいと思えます。

4月の日程は、いつがよろしいでしょうか。

松口会長： 今回は、4月26日水曜日でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 時間は1時30分からになります。

農協から一点あります。水稻苗は例年どおり4月14日から16日に配布の予定をしているそうです。

松口会長： 3月10日に、未相続登記の農地ヒアリングがありました。団体の方から、●●●●さん
に出席いただきました。登記がされていなくて未登記のまま、中間管理機構などに預ける
ということはなかなか難しく、国の農水省の方が来られてヒアリングを受けています。

また、私も知らなかったことがありまして、贈与は農業後継者に限るということで平成2
4年まではそういうことだったそうです。しかし、法律が変わったということで法定相続人
であれば農業をしていなくても生前贈与ができるということを聞きました。未登記農地をな
くすためには、今後そういう方向でできればと思います。贈与者から申し出が出れば問題
はないのですが、後継者がたくさんいらっしゃるって1人から来た時の問題は自分が勝手にやっ
ているという懸念があります。本人の希望があれば生前贈与を考えてもよろしいかと思いま
す。子供も島外にいて、安い土地を登記料をかけて登記するとできないという方もいら
っしゃいますので、そうすると、未登記農地で残りますし、中間管理機構に預けることも
厳しくなります。中間管理機構に預けるときは農業を辞めて預けますので、その方たちには
できれば生前贈与ができればと思います。

松山委員： 農業者年金に入っている方は、生前贈与をしなければ、納税の猶予期間は最初から該当す
るのではないのですか。

松口会長： 面積にも関係します。

松山委員： 高くはないのでしょうか。高い時には、20万30万でした。以前は農業者年金に入れ
ば移譲年金関係で贈与する方が亡くなるまで、猶予期間がありました。亡くなれば次に相続
に変わります。そういうやり方で、我々の時はやってきました。今度は、登記をするのなら
ば登記税もかかります。

松口会長： 年金関係は一括贈与に限られているので、分割でも贈与はできます。税金がかからないよ
うな贈与でできればと思います。

松山委員： 百姓をしていなくても、亡くなれば相続はできます。

松口会長： 私が、小値賀で農業をしていない方（他人）に贈与することはできません。

大久保委員： 亡くなってからの贈与も生前贈与も、同じレベルで同じようにしてできるようであれば、
生前でできるのではないかと話をしました。

松口会長： 生前贈与は、農地に限られてできなかったということでしたので、他のはできます。農地
法は農地法でできないと決めています、農地法より民法が上ですので、裁判で国が負けて
できるようになったそうです。小値賀も相続が発生してなかなか過去をたどって、登記がで
きない状態になっていますので、できるだけ生前贈与をしていただきたいと思います。

共済から何かありませんか。

吉永委員： 先日25日に、臨時総代会がありまして役員改選がありました。宇久・小値賀の出張所の担当ということで、私が再任でお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。

松口会長： 土地改良区からは何かありますか。

筒井委員： 明日、農協二階で総代会を行うようにしています。委員の中にも総代さんがいらっしゃいますので、出席の程よろしくお願いいたします。

松口会長： 他に皆さんから何かありませんか。
ないようでしたら、これで終わります。ありがとうございました。

議 長 会 長 松 口 政 之

会議録署名人 2番委員 近 藤 良 治

会議録署名人 3番委員 辻 勉